

新型コロナウイルス感染症に係るけんしん郡山文化センター（郡山市民文化センター） 感染拡大予防、施設の貸館及びイベント開催等ガイドライン（令和4年6月1日適用）

1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（令和4年5月26日改定：福島県）」及び「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和3年10月15日付：全国公立文化施設協会）」に基づき、当センターの実情に合わせて運用します。

2 イベント開催中止や延期の検討について

本ガイドラインに基づくリスク評価において、イベント開催に係るリスクへの対応等が整わない場合は、中止や延期もご検討ください。

また、郡山市又は福島県からの要請により催しの中止や内容の変更をお願いする場合がございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

※リスクへの対応が整っていないと判断した場合、または感染症拡大防止のため当センターが休館する場合などは、施設利用の中止を要請することがあります。

3 感染拡大予防について

施設の利用にあたっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式」を踏まえ、主催者及び利用者は次のことに留意して施設をご利用ください。ワクチン接種後であっても、以後の感染防止策を徹底ください。

なお、不明な点がある場合、お問い合わせください。

(1) 基本的な感染防止策の徹底について（利用者への周知・広報）

主催者は次のことについて、利用者へ周知してください。

- ① 事前の家庭での体温測定や、常時マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）を正しく着用すること。（咳エチケット）

※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。

- ② 施設内では、対面での長時間の会話をしない・大声を出さないこと。
・マスク着用が前提として、隣席の者との日常会話程度は可。
- ③ 手洗い・手指消毒
・こまめな手洗いの奨励及び手指消毒の徹底
- ④ けんしん郡山文化センターの「換気」について
・感染拡大予防のための空調機の運転を行っていること。（6ページ参照）
- ⑤ 社会的距離（最低1m ※マスク着用）の確保を徹底すること。
- ⑥ 密集を回避するため、直行・直帰に努めるとともに、待ち合わせ等の場所にしないこと。
- ⑦ 参加者の制限について
・入場時に検温を行い発熱がある場合、入場が断られる場合があること
※当日、来館前には検温の上来場すること。ただし、平熱と比べて高い発熱がある場合、来場しないこと。（体調等厳しい自己判断のもと、当日の行動計画をたてること。）
・次の症状等がある場合、入場が断られる場合があること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢
嘔気・嘔吐 等

- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である場合は、入場できないこと。
- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である、もしくは待機期間中の当該者との濃厚接触がある場合は、入場できないこと。

- ・入場を断った場合の払い戻し措置等を規定しておいてください。
- ※発熱者・有症状者の入場を断る等のルールを、イベント開催前に明確に規定し、十分に周知している場合は払戻不要です。（国・県の防止対策による。）
- ⑧ 保健所が行うクラスター発生対策を実施できるよう、入場時に連絡先をご提出いただくこと。
- ⑨ イベント参加前に接触確認アプリ（COCOA）を活用すること。
- ⑩ イベント前後の行動管理として、公共交通機関や飲食店等での密集（例：移動及び打ち上げ等における感染リスク）の回避等、感染防止の注意喚起をすること。
- ⑪ 可能な限り指定席・事前予約制での開催をご検討ください。
- ⑫ 業種別ガイドライン及び当センターのガイドラインに従った取り組みを行う旨、ウェブサイト等で公表すること。
- ⑬ ①～⑫のほか、感染症対策の注意喚起や保健所へ相談すること。

(2) 福島県からのイベントを開催する事業者の皆様へのお願い事項の遵守

イベント主催者は、福島県作成の様式「感染防止策チェックリスト」を作成し、感染防止対策を徹底すること。また、福島県様式「感染防止策チェックリスト」をウェブサイト等に掲載するとともに、イベント終了日から1年間保管すること。同チェックリストの写しを当センターへ提出すること。

【福島県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局総括班】

- ・問合わせ先：024-521-8644（受付時間：9:00～17:00）
- ・メールアドレス：corona-event@pref.fukushima.lg.jp
- ・URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>

(3) 利用日当日にすること

- ① 本項(1)①について、ご対応ください。
 - ・マスク未着用者には、個別に注意等（配布・販売等）を行い徹底（着用率100%）してください。（マスクがない場合、実費によりお分けできる場合もありますので、ご相談ください。）
- ② 本項(1)②について、ご対応ください。
 - ・当日、個別に注意、退場処分等の対応ができる体制を整備すること。
 - ・施設内では、基本的に会話は控える旨のお声がけをお願いします。
 - ※マスク着用が前提として、隣席の者との日常会話程度は可
- ③ 施設内（出入口等の扉やトイレなど、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒、消毒液の設置をお願いします。
- ④ 本項(1)④については、6ページをご覧ください。
- ⑤ 身体的距離（最低1m ※マスク着用）の確保を徹底してください。
- ⑥ 密集の回避について
 - ・混雑時（イベント等の前後・休憩時間等）、身体的距離を確保（密にならない程度の間隔＝最低限人と人が触れ合わない程度の間隔 ※マスク着用）した誘導を行ってください。
 - ・入退場時の密集を回避するため、時間差・分散措置を講じた入退場を行うとともに、直行・直帰の呼びかけを行ってください。
 - また、必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口やトイレ等の密集が回避できない場合、収容人数を制限するなどの対策を講じてください。
- ⑦ 入場時に検温をし、本項(1)⑦に該当する場合（検温の拒否も含む）、入場させないようご対応ください。
- ⑧ 参加者の把握について
 - ・可能な限り指定席・事前予約制、あるいは全入場者の連絡先と使用座席を把握してください。
 - 例：・事前予約（座席を指定する。）
 - ・全席指定（チケットに連絡先の記入）
 - ・入場整理券の場合 整理券の配布枚数は必ずイベントの収容定員以内とし、かつ、全入場者の入場整理券に連絡先と使用座席を記入したものの回収

(ただし、全て確実に回収するための手立てを講ずること。)

- ・接触確認アプリ（COCOA）のQRコードを入口に掲示することなど、具体的に利用促進に努めてください。
- ⑨ 演者の行動管理
 - ・感染リスクの拡散防止のため、参加者及び出演者の制限を検討してください。
※出演者の検温を実施してください。
※有症状者の出演・練習を控えてください。(体調等厳しい自己判断のもと、行動計画をたててください。)
 - ※払い戻しの措置等を規定しておいてください。
 - ※観客や関係者（演者を含む）等、それぞれの立ち入り可能エリアを限定（観客が楽屋エリア等に立ち入ること等の制限）するなど、催物前後・休憩時間等に確実に接触しない対策を講じてください。
- ⑩ 多くの方が触れる場所（ドアノブ等）や共用物品（マイク等）をこまめに消毒してください。
また、マイクは個人ごとにカバーを付けるなど、感染拡大防止にご配慮ください。
- ⑪ 密閉空間にならないよう、会議室及び練習室等各部屋（ホール楽屋も含む）の出入口の扉は換気のため30分毎に数分間開けてご利用ください。
- ⑫ 許可された場所以外での「大声での発声」、「歌唱や声援」、「接近した距離での会話または対面での長時間の会話」等が無いよう徹底してください。
- ⑬ 利用者は、館内の利用施設やトイレ以外の不要な場所への移動はお控えください。
- ⑭ エレベーター内での密集を回避するために、足が不自由な方や妊娠されている方などをのぞいて、エレベーターの使用はできるだけお控えください。(エレベーターの利用は、一度に最大4名までのご利用となりますので、四隅に寄るなど距離を保ってご利用ください。)

(4) 利用者に感染者が発生した場合のために

主催者は、保健所が行うクラスター発生対策を実施できるよう、確実に全参加者（公演関係者及び来場者等）の連絡先を控えるなど把握し、名簿を一定期間（概ね1カ月）保持してください。(個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じることとし、期間経過後は適切に廃棄してください。)

また、利用者に対して感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関への情報提供及び聞き取りに協力することを事前に周知するとともに、速やかに当センターへお知らせください。

4 施設の貸出について

施設の利用にあたっては、次のことに注意して施設利用を計画してください。

(1) 各施設の定員について

次に定める定員は、国・県・市等の指針及び当センターの施設ごとの感染リスクの評価に基づくものであります。

なお、感染状況により随時変更いたします。

施設名		面積	定員	備考	
大ホール	客席	—	*1 1976席	固定席 1970席、車椅子席 6席	
			*2 992席	固定席 988席、車椅子席 4席	
	楽屋	1・2号	19.5㎡	各6人	
		3・4号	24.0㎡	各10人	
		5・6号	43.5㎡	各17人	
		7号	12.0㎡	4人	
浴室		15.9㎡	—	シャワーのみ利用可（一人ずつの利用）	

中 ホ ー ル	客 席		—	*1 777席	固定席 771席、車椅子席 6席
				*2 388席	固定席 386席、車椅子席 2席
	楽 屋	1～6号	13.1㎡	各4人	
		7号	9.0㎡	3人	
浴 室		7.6㎡	—		シャワーのみ利用可（一人ずつの利用）
<p>○ *1の定員は「大声なしの場合」（次号「(2) ホールの利用について」参照）</p> <p>○ *2の定員は「大声ありの場合」（次号「(2) ホールの利用について」参照）</p> <p>○ *2においてレイアウトは基本的に前後左右1席空けて（市松模様。50%）の使用とします。</p> <p>○ *2において、異なるグループ間では座席を空け、同一グループ（5人以内 ※親子など）内では座席を空けずに使用しても構いません。（50%）</p> <p>ただし、この方法で客席を使用する場合は、「グループの確認方法」や「確実に異なるグループ間で1席空けることができること」等が行えるかどうか、事前に実施方法を確認させていただきます。</p> <p>○ ホールの定員はイベントの内容により定員が変わります。（次号「(2) ホールの利用について」参照）</p>					
展 示 室		622.0㎡	300人	定員は最大入室可能人数	
集 会 室		417.0㎡	200人		
特 別 会 議 室		70.0㎡	10人		
和 室		42.0㎡	18人		
第 1 会 議 室		45.0㎡	18人		
第 2 会 議 室		37.5㎡	18人		
第 3 会 議 室		110.0㎡	56人		
第 4 会 議 室		71.5㎡	32人		
第 1 練 習 室		110.0㎡	27人		
第 2 練 習 室		66.0㎡	15人		
リハーサル室		201.5㎡	50人		

(2) ホールの利用について

次の基準は、「新しい生活様式の定着」、「本ガイドラインの遵守」を前提に行うものであります。
 なお、「入退場や館内の行動管理ができないもの」は開催を慎重に検討してください。
 また、地域の感染状況に変化があった場合は、柔軟な対応をお願いします。

① ホール客席の使用について

ア 大ホール1階1列目及び中ホール1列目の客席は、使用しないでください。

また、大ホールオーケストラピットを舞台として使用する際は、1階8列目までの客席は使用しないでください。

イ 使用する客席は、舞台上の発声等を伴う出演者から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で2m以上を設けてください。（「公益社団法人全国公立文化施設協会」ガイドラインによる。）

ウ 座席の肘掛の使用については、原則、左右いずれかに統一してください。

② ホール客席の収容率について

ア 「大声なし」 収容率を100%以内としますが、イベント毎に協議させていただきます。大声を伴わないことを担保する具体的な対策を講じてください。また、開演前に、「大声なし」のイベントのため大声をださないようアナウンスを行ってください。

イ 「大声あり」 収容率を50%以内

(ア) 座席は、適切に感染予防措置がとれる席配置（前後左右1席空けて市松模様。50%）の使用とします。

(イ) 異なるグループ間では座席を空け、同一グループ（5人以内 ※親子席など）内では座席を空けずに使用しても構いません。（50%）

ただし、この方法で客席を使用する場合は、「グループの確認方法」や「確実に異なるグループ間で 席空けることができること」等が行えるかどうか、事前に実施方法等を確認させていただき、条件等が担保されない時は、認められない場合があります。

◆飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じること。

* 大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。

* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。

* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。

* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。

③ ステージの演奏者間の距離について

ア 出演者間の基本的な距離

その表現形態に応じて、出演者間で最低1.0mを目安とした十分な間隔（「公益社団法人全国公立文化施設協会」ガイドラインによる。）をとってください。

イ 合唱

「歌唱者の前後が同一線上に並んで歌唱する場合」は、人と人との距離を基本的に前後2.0m・左右1.0m、「歌唱者の前後が市松模様状に並んで歌唱する場合」は、人と人との距離を基本的に左右1.0m・斜め前方1.5m（最低1.2m）確保してください。なお、歌唱者が向かい合う配置は避けてください。（「全日本合唱連盟」ガイドラインによる。）

ウ 管楽器演奏

すべての演奏者は十分な間隔（最低1m）を保持することとし、特にトランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも1.5m（可能な限り2m）を確保してください。（「クラシック音楽公演運営推進協議会」ガイドラインによる。）

(3) 練習室、会議室等の利用について

① 合唱や器楽等の練習について（練習室・リハーサル室）

・窓が開かなく密になりやすいことから、人と人との間隔を2m程度確保してご利用ください。

・飛沫リスクを伴う場合、飛散防止対策（床にシートを設置する など）を講じながらご利用ください。

・全員同一方向を向いて行ってください。

・換気のため30分毎に数分間、部屋の出入口の扉を開けてご使用ください。なお、その間の練習室等での音出しはお控えください。

② 机・椅子等の移動はしないでください。（集会室・会議室）

③ 換気のため30分毎に数分間、部屋の出入口の扉を開けてご使用ください。（展示室・集会室・会議室）

④ 換気のため30分毎に数分間、窓を開けてご使用ください。（和室）

⑤ 飲食は対面を回避し、人と人との距離を確保した上で同一方向を向いておとりください。その際、会話は控えてください。（集会室・会議室・和室・練習室・リハーサル室）

※1 ホール客席・ホワイエでの食事はしないでください。

※2 “ごみ”はすべてお持ち帰りください。

⑥ ご利用の際には、水分をとるなど熱中症にご注意ください。

◎ ホール客席、ステージ及び会議室等使用レイアウトは、別添図面のとおりにご利用ください。

(4) 感染拡大予防のための空調機運転について

当センターでは感染拡大予防のため、施設内の空調機の運転は、外気取込量・排気量共に100%とし、換気を目的とした運転を行いますので、次のことについてご承知おきください。

- * 施設内の換気を最優先に外気を取入れる運転を行うため、外気の温度状況によっては冷暖房効果が低下する恐れがありますので、お客様ご自身で体温調節のできる服装でお越しくさるよう、ご協力（ご案内）ください。
- * 施設内の温度が急激に変化した場合、熱中症等のリスクを抑えるための運転に切り替えることがあります。
- * 舞台演出等による空調機の調整及び停止は行えません。

当センターの空調機は、「建築物における衛生的環境の確保（温度・湿度・二酸化炭素濃度など）に関する法律」等に適合した十分な空調能力を有しております。

5 イベント等開催における留意事項について

当センターでイベント等を開催するにあたっては、本ガイドライン「3 感染拡大予防について」の留意事項のほか、次のことに注意してご開催ください。

(1) 来場者の誘導等について

- ① 開場前の行列は、人と人の距離を十分な間隔（最低1m ※マスク着用）を空けて整列させるなど、人が密集しないように拡声器等を使用しご誘導ください。
なお、その際にはマスク着用に加え、必要に応じてフェイスシールド等を着用してください。
- ② 来場者同士の会話はできるだけ控えるよう、拡声器等を使用しご案内ください。
- ③ スタッフ等係員は、誘導等業務の前後には手洗い・手指消毒を行ってください。

(2) 当日券やグッズ等の販売について（大ホール・中ホール・展示室）

- ① 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテン等により購入者との間を遮蔽して行ってください。
- ② 購入者の整列については、人と人の距離を十分な間隔（最低1m ※マスク着用）を空けて行ってください。
- ③ 購入者同士の会話はできるだけ控えるよう、拡声器等を使用しご案内ください。
- ④ 現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインの販売やキャッシュレス決済で販売をご検討ください。
- ⑤ 現金の取り扱いについては、手渡しはせずにキャッシュトレイ等を使用し金銭授受を行ってください。
- ⑥ グッズ等の販売物の数や種類を最小限に抑え、多くの方が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないでください。
- ⑦ 販売員等スタッフは、販売前後の手洗い・手指消毒を行ってください。（手袋を着用するなどの対策もご検討ください。）
なお、その際にはマスク着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用してください。

(3) ホワイエ等休憩スペースにおいて

- ① 来場者同士の会話はできるだけ控えるよう、拡声器等を使用しご案内ください。
- ② 椅子等の消毒はこまめに行ってください。

(4) もぎり等について

チケットもぎり等については、次の具体例を参考に人と人との接触を控える対策を講じてください。

- <具体例1> 来場者が自身でもぎり、半券を箱に入れる。
- <具体例2> もぎらず目視でチケットを確認する。
- <具体例3> チラシ・パンフレット等の手渡しは避け、手袋等を着用する。

(5) トイレについて

来場者のトイレの利用については混雑が予想されることから、開場前の客整理やグッズ等販売同様、人と人の距離を十分な間隔（最低1m ※マスク着用）を空けて整列させるなど、人が密集しないように拡声器等を使用しご誘導ください。

(6) その他

- ① 公演中もマスクを着用し、会話や声援を控え自席で鑑賞するよう、放送等を利用しご案内ください。
- ② 「出演者の入待ち」や「同伴者との待ち合わせ」など、長時間の人待ちは控えるよう呼びかけてください。
- ③ オペラグラス等の貸出は十分に消毒するか、できない場合は貸し出さないでください。
- ④ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼びかけてください。
- ⑤ ステージの利用について
 - ア ステージの準備にあたり、立ち位置（人と人との間隔、框からの距離など）等のバミリ作業（明らかに距離が確保できている場合を除く）を行っていただきます。
 - イ 管楽器の演奏等で飛沫の飛散が考えられる場合、床に吸水シート等を設置し飛沫が周囲に飛びちらぬよう対策を講じていただきます。（吸水シートの共用は不可）
 - ウ 消毒が容易な舞台器具（机・椅子・演台・譜面台等）は、利用後に消毒作業を行っていただきます。
 - エ 公演終了後、舞台床面をモップ掛けにて消毒作業を行っていただきます。
 - ※ 器具及び床面消毒液・拭き取り用紙・モップ等道具は貸し出しますが、その際に出たごみ（拭き取り用紙等）は、お持ち帰りください。

(7) 密集の回避について

密集を回避するために、入場経路を考慮し余裕ある時間を設けるなど、様々な対策をご検討ください。

＜具体例1＞お客様の来館を分散させることや、券種やゾーンごとに開場時間を設ける。（エントランスホールでお客様が密になることを防ぐため。）

＜具体例2＞休憩時間を長めにとる。（トイレの混雑が予想されるため。）

(8) 出演者及びイベント関係者（スタッフ）について

- ① 公演の運営については、最小限度の人数でご対応ください。
- ② 各自検温を行うこととし、平熱と比べて高い発熱がある場合や次の症状等に該当する場合は、自宅待機を促してください。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐 等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である場合
 - 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である、もしくは待機期間中の当該者との濃厚接触がある場合
- ③ 公演の主催者は、スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握するようご対応ください。
- ④ イベントを開催する前後には、スタッフ（出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例：業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。
- ⑤ 公演時の出演者を除き、施設内ではマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ⑥ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わないでください。
- ⑦ 来場者や関係者（演者を含む）等、それぞれの立ち入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等の制限）し、接触できないようにしてください。

- ⑧ 楽屋等で飲食する場合は、対面を回避し会話は控えてください。なお、その際に使用する食器は、使い捨ての紙皿やコップをご使用ください。
- ⑨ “ごみ”はすべてお持ち帰りください。
- ⑩ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有をご制限ください。
- ⑪ 仕込み・リハーサル・撤去等において十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ⑫ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じてください。
- ⑬ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

6 感染が疑われる者が発生した場合について

- (1) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに移動し別室へ隔離してください。
- (2) 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- (3) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示をお受けください。

7 その他

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生動向、国、福島県及び郡山市の方針を踏まえ随時更新します。

8 附則

このガイドラインは、令和4年6月1日から適用します。